

援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人等若しくは特定非営利活動法人又は当該認定
地域産業資源活用支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は国税局長
次の各号に掲げる厚生労働大臣の権限は、当該各号に定める地方厚生局長（四国厚生支局の管
轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長。以下この項において同じ。）に委任するもの
とする。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条
第一項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の
規定による厚生労働大臣の権限、当該地域産業資源又は当該地域産業資源活用事業計画に係る
地域産業資源が存在する地域を管轄する地方厚生局長

二 法第八条第一項、同条第三項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一
項から第三項まで及び第十九条第二項の規定による厚生労働大臣の権限、当該地域産業資源活
用支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人等若しくは特定非営利活動法人又は当該
認定地域産業資源活用支援事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

三 法第八条第一項、同条第三項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一
項から第三項まで及び第十九条第二項の規定による農林水産大臣の権限、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所
長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らそ
の権限を行うことを妨げない。

一 法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条
第一項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の
規定による農林水産大臣の権限、当該地域産業資源活
用支援事業計画の認定を受けようとする一般社団法人等若しくは特定非営利活動法人又は当該
認定地域産業資源が存在する地域を管轄する地方農政局長

二 法第八条第一項、同条第三項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一
項から第三項まで及び第十九条第二項の規定による農林水産大臣の権限、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所
長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らそ
の権限を行うことを妨げない。

一 法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条
第一項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の
規定による農林水産大臣の権限、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所
長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らそ
の権限を行うことを妨げない。

6

一 法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条
第一項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の
規定による農林水産大臣の権限、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所
長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らそ
の権限を行うことを妨げない。

一 法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条
第一項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の
規定による農林水産大臣の権限、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所
長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らそ
の権限を行うことを妨げない。

一 法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条
第一項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の
規定による農林水産大臣の権限、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所
長を含む。以下この項において同じ。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らそ
の権限を行うことを妨げない。

二 法第八条第一項、同条第三項（法第九条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一
項から第三項まで及び第十九条第二項の規定による国土交通大臣の権限、当該各号に定める地方整備局長及び北海道開発局
長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八
号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第一百二十八号に掲げる事務並びに同
項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限について
は、運輸監理部長を含む。以下この項において同じ。）又は地方航空局長に委任するものとする。
ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第四条第三項、第六条第一項、同条第二項、第四項及び第五項（これらの規定を法第七条
第一項において準用する場合を含む。）、第七条第一項から第三項まで並びに第十九条第一項の
規定による国土交通大臣の権限、当該各号に定める地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長又は
地方航空局長

（施行期日）
抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十三年一二月二二日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・
国土交通省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年三月三〇日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・
国土交通省令第一号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年三月三〇日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・
国土交通省令第二号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二十四年八月三十日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・
国土交通省令第三号）

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事
業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年八月三十日）から
施行する。

附則（平成二七年八月二〇日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・
国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二八年四月一三日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・
国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二九年二月二二日総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・
国土交通省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一
（略）
様式第二
（略）
様式第三
（略）
様式第四
（略）